

一般財団法人国際建設技能振興機構
令和元年度事業報告書

当機構は、我が国の建設分野をはじめとする技術・技能・知識を習得・実践しようとする各国の人材の受入れ、育成等が適正に実施されるよう必要な支援等を行うことを目的とする団体である。

建設産業の担い手不足という構造的な問題がある中で、復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため、平成27年4月から外国人建設就労者受入事業に基づく外国人建設就労者の受入れが開始された。

また一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材の就労を目的とした在留資格「特定技能」が創設され、今年度より受入れが開始された。これに伴い当機構は、建設分野の1号特定技能外国人の適正な就労環境を確保する役割を担う適正就労監理機関と指定された。

当機構として、外国人建設就労者及び建設分野特定技能外国人が国内の建設事業の円滑な実施に貢献するとともに、母国の経済発展と我が国の建設企業の海外進出を支える人材として育成されるよう、以下の取組みを進めた。

1. 建設分野外国人材の受入れに係る制度推進事業等業務（国土交通省受託業務）

(1) 特定監理団体及び受入建設企業に対する巡回指導

令和元年度は外国人建設就労者受入事業に係る巡回指導対象となる団体・企業数が2,000を超えることが見込まれたことから、新たに受入れを開始した企業、前回の巡回指導で評価の低かった企業等を中心に実施するとの方針のもと、特定監理団体106件、受入建設企業1,095件、合計1,201件について巡回指導を行った。（なお令和元年度末時点で特定監理団体は176団体、適正監理計画の認定数は2,273計画（2,196企業）となった。）

通常型の巡回指導に加え、適正な受入れを行うためのポイント（告示・ガイドラインの手続き、労働関係法規等）について関係者の理解を深める「理解度確認型」巡回指導も実施した。

巡回指導件数

	通常型	理解度確認型	計
特定監理団体	106件	0件	106件
受入建設企業	1,007件	88件	1,095件
計	1,113件	88件	1,201件

- ① 巡回指導に当たっては受入れ責任者等と面会するとともに、関係書類の提出を求め、適正監理計画や労働関係法令の遵守状況等を確認した。その際特に外国人建設就労者が「同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上」の報酬を得ているかについて、賃金台帳等の提示を求めチェックした。
併せて、外国人建設就労者の住居や就労現場もできるだけ訪問した。
また関係者の同席を求めずに外国人建設就労者762名と母国語で面談し、就労・賃金の支払状況等について直接確認した。
- ② 巡回指導の結果、制度の理解が十分でない場合、適正な監理に向け取り組みが必要な場合には指導・注意喚起・助言を実施し、速やかな改善を求めた（特定監理団体65団体86項目、受入建設企業725社1,722項目）。
- ③ 巡回指導の際には、外国人材の受入れに係る関係者からの意見・要望を聴取し、受入れに関する推奨事例とともに国土交通省に報告した。

（2）外国人建設就労者及び特定技能外国人に対する母国語相談の実施

- ① 中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語及び英語の5か国語で電話やメールによる相談を行う「FITS 母国語相談ホットライン」を開設した。外国人材の就労実態を踏まえ、日曜日を含め相談日を設定した。

言語	電話相談日・時間帯
中国語、ベトナム語	日、月、木（10時から18時）
インドネシア語、フィリピン語、英語	日、木（10時から18時）

- ② ホットラインについては、5か国語による案内をホームページに掲載したほか、連絡先等を記載した「ホットラインカード」を作成・配布し、巡回指導の面談時にその保有状況を確認した。
- ③ ホットラインには171件（電話95件、メール76件）の相談があり、日本の労働法規や受入制度に関する問合せ、監理団体の変更に関する相談等について、説明や関係先の紹介などの対応を行った。

（3）不正行為認定時等の建設特定活動の継続支援

継続支援業務に必要となる無料職業紹介事業の許可（平成27年5月1日付け厚生労働大臣許可）のもと支援体制を継続した。なお許可の有効期間が5年であることから更新手続を実施した。

(4) 外国人建設就労者への評価・表彰スキームの構築

① 外国人建設就労者受入事業修了者に対する修了証書の発行

建設就労修了証書の発行を1,422名に対して行い、特定監理団体経由で本人に交付した。

② 外国人建設就労者が習得した資格や技能等に応じた評価・表彰

外国人建設就労者のうち建設技能・コミュニケーションスキルの習得、社会貢献活動に関する取組等が顕著な者を表彰することにより、更なる技能向上を促すこと等を目的とする「優秀外国人建設就労者表彰」(国土交通省土地・建設産業局長賞)について、当機構は事務局として募集、審査委員会の運営、受賞者の選定を行った。なお表彰式は新型コロナウイルス感染予防のため延期された。

(5) 外国人建設就労者等の受入実態把握調査

外国人建設就労者・特定技能外国人等の賃金水準、育成状況等の受入実態を把握するための調査を受入企業に対して実施し、調査結果を取りまとめた。

(6) 認定申請の審査補助の実施

国土交通省が行う適正監理計画等の審査をより円滑に進めるため、審査業務の一部について補助を行った。

(7) 建設分野の外国人材の受入れに関する説明会

国土交通省等と連携・分担して、建設キャリアアップシステムの普及と外国人材の適切な受入れを促進するため、建設企業等を対象とした全国の都道府県での説明会(当機構は15か所を担当)を9月から12月まで実施した。

2. 研修・セミナー等事業

(1) 受入後講習の実施

建設分野の特定技能外国人に対し、雇用契約書の内容や法的保護の仕組み等を説明し理解を深めること等を内容とする受入後講習について、教材を整備し、第1回講習を1月に実施した。

3. 外国人建設就労者の技能検定随時3級等の受検に係る支援

外国人建設就労者の技能検定随時3級等の受検が円滑に行われるよう、受検希望を取りまとめて各都道府県の職業能力開発協会に取次ぎを行った(696件、1,415名)。

4. 関係者からの相談等への対応

巡回指導業務、母国語相談業務等に際し関係者からの相談に対応したほか、受入制度等に関する問合せに対応した。

5. 広報・啓発の推進

「FITS 母国語ホットライン」の案内、優秀外国人建設就労者表彰、建設就労修了証書の発行等について本機構のホームページに掲載し、関係者の適切な受入れや人材育成を促した。

6. 新規事業の開拓

巡回指導業務等を通じ受入れの現場におけるニーズの情報収集を行うとともに、外国人材向けの安全衛生教育、支援業務への取組み等、今後の新規事業についての検討を行った。

7. 業務運営体制の整備

巡回指導業務及び母国語電話相談業務に当たる指導相談員を確保するとともに、巡回指導マニュアルの作成や研修の実施等を通じ、指導相談員の資質の向上に努めた。

当機構の東京都千代田区の本部内に、巡回指導業務の運営体制と母国語相談業務の受付体制を整備した。

(令和元年度事業報告の附属明細書について)

令和元年度事業報告の附属明細書については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。